

警察署からのお知らせ

運転免許証自主返納制度

申請による運転免許の取消し(返納)

- 高齢による身体機能の衰え
- 運転に自信がなくなった
- もう自動車等の運転をしない
- 家族から「運転が心配だ」といわれた

等という方は、申請により運転免許を取消し(返納)することができます。

もう運転しませんので
運転免許証を
お返しします。



● 自主返納者数

H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
120	128	156	252	308	322

※平成29年は1~10月末までの数
※会津若松警察署取り扱い件数

※運転免許証の自主返納に関する諸手続き、ご不明な点については、下記までお電話ください。

- 申請による運転免許の取消し(返納)手続等
- 「運転経歴証明書」の申請や再交付、記載事項変更(氏名・住所)の変更手続等

問い合わせ先

会津若松警察署交通第一課 0242-22-5454
福島運転免許センター 024-591-4372
郡山運転免許センター 024-961-2100
会津若松地区交通安全協会 0242-22-6390

「ベルトした? みんなしたよが 合言葉」
全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう!

運転経歴証明書制度



運転免許を返納した方は、
「運転経歴証明書」を
申請することができます。

平成24年4月1日以降に交付を受けた「運転経歴証明書」は、無期限の身分証明書となります。



- 記載事項の変更ができません。
- 亡失、汚損時等に再交付ができません。
- 申請取消後5年を経過していない場合
平成24年3月31日以前に運転経歴証明書の交付を受けた方も申請取消後5年以内であれば再交付を受けることができます。(再交付できない場合もあります。)

Q 「運転経歴証明書」は身分証明書になるの?

平成24年3月31日以前に交付を受けた運転経歴証明書は無期限の身分証明書にならないの?

「運転経歴証明書」を紛失したり、汚損したときなどは再発行してくれるの?

「運転経歴証明書」を申請できる期間はいつまでですか?

「住所や氏名」が変わったらどうしたらいいですか?

A 無期限の身分証明書になります。
(平成24年4月1日以降のもの)

無期限ではありません。再交付を受け無期限のものにすることができます。

亡失、滅失、汚損又は破損時の再交付ができます。
(できない場合もあります。)

「申請取消後」から**5年以内**になります。

「住所や氏名」の記載事項変更ができます。
(平成24年4月1日以降のもの)

交付手数料の補助

- 会津若松交通安全協会等で交付手数料を補助します。
会津若松市居住で会津若松警察署で手続きされる方が対象
- 会津若松地区交通安全協会会員～全額(1,000円補助)
 - 会員でない方～会津若松地区交通安全事業主会が200円補助(自己負担800円) 会員証と印鑑を持参してください。



ゆっくり走ろう 会津路

ゆっくり走って会津の観光、名店・銘菓をお楽しみください!